

預金債権の遺産分割対象性と 払戻の制限

二 宮 周 平*

目 次

- はじめに——問題の指摘
- 1 可分債権当然分割法理の射程
- 2 遺産分割制度の意義と困難性
- 3 可分債権の遺産分割対象性に関する家裁実務の変化
- 4 家裁実務の命題への批判
- 5 分割対象性肯定の法理
- おわりに——法改正の方向性

はじめに——問題の指摘

(1) 設 例

下記のような設例で、預金債権を遺産分割の対象とした場合とそうでない場合の解決の相違を示す。

① 相続人は、子XとY、② 遺産は、建物500万円、複数の銀行・郵便局への預金4000万円、③ 被相続人甲は、20年前にYに生計の資本として土地4000万円の贈与をした（相続開始時に5500万円の価値がある）、④ 寄与分、持ち戻し免除、相続債務はない。

みなし相続財産	$500\text{万円} + 4000\text{万円} + 5500\text{万円} = 1\text{億円}$
Xの具体的相続分	$1\text{億円} \times 1/2 = 5000\text{万円}$
Y	$1\text{億円} \times 1/2 - 5500\text{万円} = -500\text{万円}$

* におみや・しゅうへい 立命館大学法学部教授

Yは超過受益者であるが、民法903条2項により超過分を返還する必要はないため、甲の相続に関して具体的相続分は0となる。Xは具体的相続分5000万円取得すべきところ、相続開始時の財産は、建物500万円+預金4000万円=4500万円であるため、これらをすべて取得することができる。

しかし、現在の家裁実務は、「可分債権である預貯金については、預金者の死亡によって法定相続人が法定相続分に応じて当然に分割承継し、相続人全員の同意がない限り、預貯金を遺産分割の対象とすることはできない」とする¹⁾。この設例で、Yが預金を遺産分割の対象とすることについて合意しなければ、預金については法定相続分で分割承継されるため、 $4000万円 \times 1/2 = 2000万円$ をYが取得することになる。Yは具体的相続分は0であるにもかかわらず、2000万円を取得することに対して、Xは預金2000万円+建物500万円=2500万円の取得にとどまる。Yは、可分債権は法定相続分で相続人が分割承継するという判例法理に基づいて預金2000万円を取得したのであり、法律上の原因を欠く利得とはいえないから、XがYに対して具体的相続分を超えて利得していることを、不当利得として返還請求することはできないように思われる。

結局、Yは特別受益贈与5500万円に加えて預金2000万円、合計7500万円を得るのに対して、Xは2500万円しか取得できない。Xの遺留分額は1億円 $\times 1/4 = 2500万円$ であり、これを侵害していないので遺留分減殺請求もできない。YはXの犠牲において7500万円、つまりXの3倍の利益を得る。これは相続人間の公平性に反するのではないだろうか。

仮に預金債権は法定相続分で分割帰属することから、相続財産ではないするならば(分割帰属するにしても預金債権を承継する根拠は相続なのだから、相続財産ではないというのは詭弁に等しいが)、みなし相続財産は、500万円+5500万円=6000万円であり、Xの具体的相続分は、 $6000万円 \times 1/2 - 5500万円 = -2500万円$ 、相続開始時の財産は500万円しかないため、Yは3000万円の具体的相続分がありながら、500万円しか得ることができない。これに法定相続分で分割帰属した2000万円の預金債権が、X・Yにそれぞれ加算

される。結果は、預金債権を相続財産に含めて、分割帰属とした場合と異ならない。

(2) 民法903条による具体的相続分計算の意味

民法903条は、相続人間の実質的公平を実現するために、相続開始時の財産に特別受益贈与を加算し、法定または指定相続分を乗じた額から特別受益贈与及び遺贈を控除して具体的相続分額を算出する。預金等可分債権は相続財産だから、具体的相続分を算出する際のみなし相続財産には含まれている。ところが、遺産分割をする段階になると、法定相続分に応じて分割承継され、遺産分割の対象外となる。その結果、特別受益を得ていない相続人に配分する相続財産が減少する。他に分配可能な財産があればよいが、そうでなければ、(1)の設例で示したように、こうした相続人は、可分債権も含めて計算された具体的相続分を得ることができなくなる。これでは何のために可分債権も相続財産として具体的相続分を算出したのか、意味をなさない。

(3) 合意を要件とする実務の問題点

実際の遺産分割調停や審判においては、現実には相続人全員の同意を得ることは容易ではない。同意しない例も少なくない²⁾。相続法について十分な知識があり、自らの特別受益が大きいことを認識している相続人であれば、そのような同意を与えないのが、むしろ経済的には合理的な行動となるからである³⁾。設例のような不公平を、相続人の同意がなかったことを理由に、正当化できるだろうか。可分債権当然分割の判例法理は、そもそもこうした不公平を許容するものなのだろうか。さらに相続人の1人が金融機関の誤解などを利用して自己の法定相続分どおりに預金債権の払戻を受けてしまう例（最判平16〔2004〕・10・26金判1209号28頁等）もある。

そこで本稿では、公平な遺産分割を実現するために、可分債権当然分割の法理の射程を確認し、現在の家裁実務が出てきた背景を分析し、少なく

とも預金債権について、遺産分割対象性を肯定し、分割前の一方的な払戻を制限する法理を検討する。可分債権の遺産分割における取扱については、現在、法制審議会民法（相続関係）部会で検討中であるが⁴⁾、見直しの必要性和法的論理を少しでも実証してみたい。

1 可分債権当然分割法理の射程

(1) 最判昭 29・4・8 の事案と判決の意義

今日、家裁実務で可分債権の遺産分割対象性を否定する根拠とされているのは、最判昭 29 [1954]・4・8 民集 8 卷 4 号 819 頁である⁵⁾。

本事案には、次のような特徴がある。① 被相続人 A が山林の不法伐採を指示した加害者 Y を被告として、不法行為（使用者責任）の損害賠償請求の訴えを提起した。② 訴訟中に A が死亡したため、A の相続人 X1～X4 が訴訟を受継し、各自の法定相続分相当額（X1 [妻] 1/3, X2～X4 [子] $2/3 \times 1/3 = 2/9$ ）の支払を請求した。③ 原審で支払を命じられた被告 Y が上告理由の中で、当時の有力説である合有説を用いて、遺産が多数の相続人によって相続された場合、可分債権であってもただちに分割されるのではないこと、したがって、本件の場合、遺産分割がされたことが明らかではないのであるから、分割支払いを命ずるのは不法であると主張していた。

最高裁は、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」と判示したが、それは上述のような背景、すなわち、① 本件の債権は、不法行為の損害賠償請求権であり、被告（加害者）が無資力になるリスクをかかえており、原告からは早期の判決の確定が求められていたこと、② 相続人全員が被相続人の訴訟を受継し、同時に法定相続分の割合での支払いを求めていたことがあり（当該債権についての一部遺産分割協議ありとも認定でき

る), ③ 被告(加害者)の遺産分割必要説に依って解決を遅らせることは適切ではないとの価値判断があったことを推測させる。

以上のように, 本件は, 可分債権が遺産分割の対象となるかが争われた事案ではない。多くの学説は, 本件判決は, 可分債権が遺産分割の対象とならないことを判示したものとは捉えていない⁶⁾。

(2) 最判平 16・4・20 の事案と判決の意義

最判昭29が債務者と相続人との紛争であったことから, 学説には, 可分債権は相続人間においては分割承継されないと捉えて, 遺産分割の対象性を肯定する立場もあったが⁷⁾, 最判平 16 [2004]・4・20 家月56巻10号48頁は, 可分債権について相続人間でも分割承継されることを明らかにした。

本最判は, 無効な遺言で預金全額の払戻を受けた相続人Yに対して, 共同相続人の1人Xが不法行為に基づく損害賠償請求, 不当利得返還請求を理由として自己の持分に応じた金員の支払を求めた事案で, 上記最判昭29・4・8を引用し, 「共同相続人の1人が, 相続財産中の可分債権につき, 法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には, 当該権利行使は, 当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから, その侵害を受けた共同相続人は, その侵害をした相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができる」とした。なお共同相続人の1人Yが定額郵便貯金を無断で解約して払い戻しを受けたことから, 他の相続人がYに対して損害賠償請求した事案で, 同旨の判断が下されている(最判平 17 [2005]・2・1 判時1933号35頁[抄録])。

しかし, どちらの事案も, 勝手に払戻を受けた相続人の1人に対する他の相続人からの損害賠償請求ないし不当利得返還請求が争点であり, 遺産分割を経た後でなければこうした請求ができないとする解決(最判平 17・2・1の原審はこの立場だった)は, 最判昭 29・4・8の上告人の主張と同じ

く、被害の回復を遅らせるだけであり、紛争解決の手法として非現実的である。事案としての解決の妥当性という点では、最判昭 29・4・8 と同様であり、可分債権の遺産分割対象性については判断されていない点でも、最判昭 29・4・8 と同様である⁸⁾。

(3) 小 括

以上のように、可分債権の遺産分割対象性を争点とする最高裁判例は存在しない⁹⁾。判例で争われた権利や当該事案の特性を無視し、可分債権当然分割という論理だけを過度に一般化して遺産分割対象性を否定することは、判例の正しい読み方とはいえないであろう。それにもかかわらず、なぜ家裁実務は、可分債権を遺産分割の対象とするために当事者の合意を要件とする命題を生みだし、維持しているのだろうか。その背景には、1947年の民法改正において、遺産分割事案を非訟事件として家庭裁判所の後見的な判断を求めた結果、事案解決の困難性に直面した家庭裁判所の実務的な対応があるように思われる。そこでまず遺産分割制度改革の二義性と実務的な困難性を明らかにしたい。

2 遺産分割制度の意義と困難性

(1) 明治民法における遺産分割制度

明治民法では相続として家督相続と遺産相続の2種類があった。前者は家督相続人による単独承継であり、遺産分割の問題は生じない。戸主以外の者の相続に関しては遺産相続として、複数の相続人が共同相続することがあり、そのために遺産相続について、相続財産は相続人の共有とする規定（明治民法1002条）、各共同相続人が相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する規定（同1003条）、特別受益の生前贈与と遺贈を考慮して相続分を定める規定（同1007条）、遺産分割の規定（遺言による分割方法及び5年間の分割禁止の定め、遺産分割の遡及効、相続人の担保責任に関する1010～1016

条）が設けられた。

ただし、家制度の下では、家督相続において推定家督相続人（長男子優先）が単独承継する規範があったため、遺産相続においても長男優先の対応をしており、相続分（今日概念では具体的相続分）に関する規定を遺産分割において用いる例や担保責任が問われる例は乏しかった。

（2）明治民法から現行民法への転換——遺産分割の原則化と期待された役割

1947年12月の民法改正によって、家督相続が廃止され、遺産相続のみに1本化された。さらに配偶者相続権が確立し、血族相続人（子・直系尊属・兄弟姉妹）が複数存在する場合には原則として均分相続となったことから、配偶者と血族相続人による共同相続が基本となり、遺産分割が必至となった。ここにおいて具体的相続分を定める現行民法903条が、相続人間の公平を目的とする制度として活用されることになった。

また遺産分割の基準として民法906条が新設された。「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする」という規定であり、一切の事情を考慮した総合的な分割が目指された。本条は、相続財産全体を共同相続人間の実質的公平を考慮して合目的的に分割するということを本旨とする遺産分割の場面での基準を示したものと位置づけられている¹⁰⁾。

かつ、民法907条も新設され、共同相続人は、被相続人が遺言で遺産分割を禁じた場合を除き、何時でも、その協議で遺産の分割をすることができ、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所に分割の請求をすることができるとした。新設された家事審判法に基づき、遺産分割事件は、家事審判事項として家庭裁判所の管轄となった。

家制度廃止に伴い、家庭の民主化が理念として強調され¹¹⁾、改正民法では、家族に関する権利義務について、当事者の協議に委ね、協議が調わない場合には、家庭裁判所の判断に委ねる規定が数多く設けられた。遺産

分割協議もその一つである。他方で、配偶者相続権の確立と血族相続人間の均分相続は、農地や家業等の資産の細分化をもたらすリスクを抱えており、その部分的な対応として、遺留分の事前放棄制度が創設され(民法1043条)、相続放棄制度の活用も期待されたが、遺産分割の基準も「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業」を具体的に例示していることから、同様の対応が期待されたものと推測される。

(3) 遺産分割事件の困難性

家事審判法の立法経過を見ると、当時の乙類審判事項について、それほど深刻な紛争のあるものとは予想せず、単なる非訟事件との解釈をとっていたが、双方の言い分を斟酌して分配を決定することではすまうものではないこと、遺産分割事件においては、当事者に相続人としての適格の有無、相続財産の種類範囲から相続債務の存否数額までも見極めて分割の対象となる遺産を認定し、さらにこれを相続人に分割するに際して財産の評価としての鑑定をはじめとする様々なる事情の証拠調べを行った上、これを判断の資料として具体的な遺産分割の審判を行うのであること、遺産分割事件においては相続財産の種類価格によっては、なかなか法定相続分通り均分には行い得ず、そこには相続人の被相続人との関係、相続人の職業等々種々さらに調査し判断しなければならぬ問題が多く、一挙に審判で数理的な計算通りに解決するのは困難なことも多いことが指摘されていた¹²⁾。

したがって、遺産分割審判は、当事者からの資料の提出などの協力を必須とする訴訟的な側面と、家庭共同生活の平和と家族関係の安定を図る家庭裁判所の立場からの後見的で非訴訟的な側面を併せ持ち、かつ、主張・立証責任の所在による解決ができないことから、難易度の高い事件類型となった。

（4）非訟性の重視

それにもかかわらず、判例やその後の法改正は、相続人間の実質的公平を担う総合的な判断、非訟性を重視する。例えば、明治民法時には訴訟事項とされていた遺産分割事件を審判事項として非公開の非訟手続で扱うことにしたことの合憲性が問われた事案で、最大決昭41〔1966〕・3・2民集20巻3号360頁は、遺産分割審判について、「家庭裁判所が民法906条に則り、遺産に属する物または権利の種類および性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮して、当事者の意思に拘束されることなく、後見的な立場から合目的に裁量権を行使して具体的に分割を形成決定……等の処分をなす裁判」としており、非訟的な側面の重要性が強調された。

配偶者の相続分を引き上げ、寄与分を新設するなど（民法904条の2）の民法改正（1981年1月1日施行）では、遺産分割の基準に関する民法906条の考慮事由として、各相続人の職業に加えて、「年齢」、「心身の状態」、「生活の状況」が追加された。立法者の説明によれば、その意義は、従来は、相続人については「職業」だけがあげられていたにすぎないので、年少者、心身障害者などへの配慮や、いままで居住してきた住居の確保への配慮など、各相続人の事情をやや詳しく具体的に示すことにして、共同相続人の協議や調停に、ある程度の指針を提供することと、家裁で遺産分割の審判をする場合に、当事者の意思に反してもこれらを考慮して審判をすることができることである¹³⁾。

当時、相続放棄の申述は、1950年代の約14万件から5万件弱に下がる一方、遺産分割調停申立ては、2千件前後から5千件を超える状況にあり、高度経済成長の下、産業構造が第1次産業から第2次、第3次産業に移り、農業資産の分散へのリスクよりも、夫婦と子から構成される家族を中心に、内助の功として配偶者の相続分を引き上げ、相続人間の実質的公平性を図ることが重視され、それに併せて遺産分割の基準としての例示も家業資産の集中から、各相続人の個別事情への配慮に重点を移したものと思われる。特別受益や寄与分を確定し、相続人間の諸事情を考慮しながら、

総合的に遺産を配分するという遺産分割の機能が一層強化された。もともと難易度の高い事件類型であるにもかかわらず、家庭裁判所の後見的な判断が一層、期待されたのである。

そこでその額や存否等争いがありうる可分債権を遺産分割の対象とすることが、その実務的な処理とともに重要な論点として浮上してくる。

3 可分債権の遺産分割対象性に関する家裁実務の変化

(1) 明治民法起草者の見解と1950年代の学説

明治民法起草者の1人梅謙次郎は、遺産相続では相続財産は共有に属することから、債権債務も共有となるが、民法427条によれば、共同債権者又は共同債務者数人ある場合においては、各債権者又は各債務者は分割した権利義務を有すべきものとするところから、債権債務を共有する場合においては、法理上は常に債権者又は債務者の頭数に均しい債権債務が成立するとし、1003条の規定により各相続人が分かれて債権を取得し債務を負担するものとしていた¹⁴⁾。

他方、梅は、共有財産は包括的であることから、共有一般の規定(同256条)には従い難いものがあるため、遺産分割の規定を設けたとし¹⁵⁾、各共同相続人は相続分に応じ他の共同相続人が遺産分割によって受けた債権について、分割当時に於ける債務者の資力を担保する旨の規定(同1014条)について、例示として、甲乙丙3人の相続人が平等に相続権を有する場合に於いて、分割に因り甲が千円の債権を得たが、債務者が遺産分割の当時全く無資力となった場合をあげている¹⁶⁾。つまり、可分債権は遺産分割の対象となるのであり、各相続人に相続分に応じて分割されることと遺産分割の対象になることを分けて考えていた。

1947年の民法改正時においても、可分債権の遺産分割対象性については、議論がなされず、1950年代の学説では、可分債権も遺産分割の対象としていた。例えば、「遺産に属する特定の可分債権(例えば金銭債権)が、

かりに共同相続人に共有的に帰属した結果、それが観念的には分割手続をまたずに相続分に応じて各共同相続人に分割され、帰属してしまったとしても（427条参照）、遺産の分割に当たって当該の債権を共同相続人の1人に与えるということは少しも差し支えない」とし、また906条の「遺産に属する物又は権利の種類及び性質」について、「遺産が農地であるか、貸家であるか、商品であるか、それとも書画骨董の類であるか等、権利が借家権であるか、預金債権であるか、無体財産権であるか等である」として、可分債権、預金債権が分割の対象であることを前提にした記述があった¹⁷⁾。

当時は、遺産の共有関係について合有説が有力であり、債権についても共同相続人への合有的不可分の帰属関係を認める結果、遺産分割の対象とする学説も多かった。その背景には、「全積極消極の相続財産が一体的に計算されて全きをうるので分割債権債務だけを形式的な法定相続分により分割帰属せしめることは時に分割を極めて不公平ならしめる結果となるから¹⁸⁾」という問題意識があった。

(2) 遺産分割の対象とする家裁実務

家裁実務でも、前述の最判昭29・4・8が公表されていたにもかかわらず、可分債権を相続財産として具体的相続分を計算し、特に理由を付するまでもなく、遺産分割の対象とする事例が多かった。有地教授は、こうした裁判例として、貸金債権（福岡高決昭33〔1958〕・2・10家月10巻2号63頁）、銀行預金（東京家審昭33〔1958〕・7・4家月10巻8号36頁）、同（新潟家審昭34〔1959〕・6・3家月11巻8号103頁）、預貯金（仙台家古川支審昭38〔1963〕・5・1家月15巻8号106頁）、定額郵便貯金と貸付金銭債権（東京家審昭37〔1962〕・9・25家月14巻12号116頁）などの事例をあげていた¹⁹⁾。

また当然分割の法理を踏襲した上で、遺産の総合的な配分を目的とする遺産分割制度の趣旨から、預金等金銭債権を各相続人の取得する分の調整として活用しようとするものとして、上記のほか、① 大阪高決昭31〔1956〕・

10・9 家月 8 卷10号43頁, ② 高知家須崎支審昭 40 [1965]・3・31 家月17 卷 9 号78頁, ③ 神戸家尼崎支審昭 47 [1972]・12・28 家月25卷 8 号65頁, ④ 同昭 48 [1973]・7・31 家月26卷 4 号76頁, ⑤ 同昭 50 [1975]・5・30 家月28卷 5 号38頁がある。さらに1980年代になっても, 理由を付することなく, 当然のように可分債権を分割の対象とするものとして, ⑥ 長崎家諫早支審昭 62 [1987]・9・1 家月40卷 8 号77頁, ⑦ 神戸家伊丹支審昭 62 [1987]・9・7 家月40卷 8 号86頁, ⑧ 東京高決平 1 [1989]・12・28 家月 42 卷 8 号45頁がある。

確かに遺産分割対象性を否定した事例もあるが, a 実際に可分債権が存在したかどうか不明な事案で傍論として説示したり(福岡家昭 38 [1963]・9・21 家月15卷12号171頁, 東京高決昭 54 [1979]・2・6 高民集32卷 1 号 16頁, 岡山家審昭 55 [1980]・8・30 家月33卷 8 号80頁), b 特別受益者がなく, 可分債権を遺産分割の対象にする必要性がなかったものであり(長崎家佐世保支審昭 40 [1965]・8・21 家審18卷 5 号66頁, 仙台高決昭 40 [1965]・8・30 家月18卷 1 号70頁, 福岡家審昭 41 [1966]・9・29 家月19卷 4 号107頁), 可分債権の遺産分割対象性は争点になっていない事案だった。

こうした1980年代末頃までの実務に関して, 栗原裁判官は, 相続人間の実質的衡平や遺産をめぐる紛争の同時解決をはかるために, 債権の存否や額等に争いのない場合(例えば, 預金債権など)には, これを分割の対象に組み入れ, 各相続人の取得分の調整にあてるなど, 他の遺産との総合的分配をするという扱ひも少なくないとしていた²⁰⁾。その背景には, 家事審判を担う裁判所の役割として, 遺産分割の目的に沿った対応を重視する姿勢があるとともに, 預金債権を例示して, 「債権の存否や額等に争いのない場合には」と限定をつけ, 非訟事件を担う家裁実務の負担にも周到に配慮していることに注目したい。

(3) 当事者の合意を要件とする家裁実務

一方, 1970年代から, 可分債権を遺産分割の対象とすることについて遺

産分割当事者の合意がある、あるいは異議がないことから、遺産分割の対象として実際に遺産分割を行う事例が登場するようになる。① 東京家審昭47〔1972〕・11・15家月25巻9号107頁、② 東京家審昭52〔1977〕・9・8家月30巻3号88頁、③ 鳥取家米子支審昭55〔1980〕・8・15家月33巻9号70頁、④ 宇都宮家栃木支審平2〔1990〕・12・25家月43巻8号64頁である。また⑤ 名古屋家審平2〔1990〕・7・20家月43巻1号136頁は、相続人の1人Yが本件預金債権の払戻手続に協力しないため、他の4人がYを相手方にして、預金債権の分割を申し立てた事案で、預金債権を遺産分割の対象とする。⑥ 福岡高決平8〔1996〕・8・20判時1596号69頁は、遺産が銀行預金であり、一部の相続人に分割した残りの未分割の預金230万円について遺産分割を申し立てた事案で、各相続人が、前記の預金の帰属を遺産分割の審判で定めることに同意している事情も踏まえて、本件申立てを不合法として却下した原審判を取り消し、原審に差し戻した。

可分債権を遺産分割の対象とすることについて、各審判・決定は次のように理由づけている。①は、「債権を含めて分割を行うことが相続人間の具体的衡平の実現を可能ならしめる場合、これを含めることによるのみ遺産全体の総合的配分の衡平を図り、紛争を終わらせることが可能になる」とする。②は、預金について「分割の必要性は否定しえないし、特定の相続人に取得せしめるのが合理的な場合もあることをも考え合わせると」と付言する。⑤は、支払い請求のために銀行に対する訴訟を強いることになり、相続人に余計な負担をかけることを理由にする。⑥は、「遺産分割においては、遺産に含まれる金銭債権も、他の相続財産とともに分割の対象とされることが一般的であって、金銭債権は常に遺産分割の対象にはならないとはいえないこと、遺産が金銭債権だけであっても、特に本件審判手続のように、被相続人の遺産の一部が相続人の協議により分割され、金銭債権の一部だけが未分割のまま残存している場合には、相続人間で、その具体的な帰属を定める必要性が強く認められること、その場合には、家庭裁判所における遺産分割手続が最も適切な法的手段であると考え

られる……本件の金銭債権を遺産分割の対象とすることは、遺産分割の基準を定めた民法906条の規定の趣旨に合致するものといえることができる」とする。

いずれも当事者の合意・同意が存在する事案であるが、⑥について、判例タイムズ誌の匿名解説は、「当事者の同意の点は傍論とも見られる」とし²¹⁾、伊藤教授は、説示の力点は、「遺産に含まれる金銭債権も、他の相続財産とともに分割の対象とされることが一般的であって」とする書き出し部分にあるように読めるとする²²⁾。このような指摘は、①②にもあてはまる。いずれも可分債権を遺産分割の対象とするために当事者の合意をあげる必要はなかったが、たまたま合意・同意が存在したため、これを指摘して、対象とすることの説得性を強めたものとみることできる。

しかし、その後、合意を要件と明示する審判・決定例が公表される。⑦東京高決平 14 [2002]・2・15 家月54巻 8 号36頁は、預貯金は、「当然に遺産分割の対象になるものではなく、相続人間においてこれを遺産分割の対象とする旨の合意があって初めて遺産分割の対象とすることができる」とし、この合意がない限り、相続開始と同時に当然に分割されることから、この合意の有無が明らかでないため、改めて確認する必要があるとして原審判を取り消し、差し戻した。⑧高松高判平 18 [2006]・6・16 判タ1277 号401頁は、当然分割の法理を述べた後で、「共同相続人全員の合意がある場合には、当該債権を遺産分割の対象とすることもできる」とした上で、「その合意の存在は、当該可分債権を当該審判手続において遺産分割の対象とするための要件であり」、その存否の判断は事実認定の問題であり、家裁が遺産分割の前提問題として審理判断すべきであるとした。⑨京都地判平 20 [2008]・4・24 (裁判所ウェブサイト) は、相続人の 1 人が無断で払戻を受けていた預金が多数存在する事案で、相続人全員が預貯金債権、不法行為に基づく損害賠償請求権及び貸金返還請求権をいずれも遺産分割の対象とすることに合意したことについて、「本来の分割債権を、相続人の間では、相続開始時に遡って不可分債権とするとともに、これを再分割

する方法又は履行を受けた金銭を再分配する方法を遺産分割協議に委ねる旨の意思表示である」と解して、これら諸債権について遺産確認の訴えの対象とすることが許されるとした。いずれも遺産分割を行った事案ではなく、遺産分割の抗告や遺産確認訴訟など手続に関する事案であるがゆえに、合意の要件化が一層、明確になった。

こうして合意の要件化が進んだ背景には、主張・立証責任の所在による解決ができない家事審判において、その存否や額等に争いがある可分債権を遺産分割の対象にすると、事案の解決が長期化し、暗礁に乗り上げる可能性が高く²³⁾、そのリスクを回避するために、可分債権の当然分割承継という法理を、可分債権を遺産分割の対象から除外する法的根拠として受け入れ、例外として、当事者の合意を要件として、つまり可分債権の存否・額等が争いにならないことの保証を得た上で、遺産分割の対象にするという、事件処理の効率化、簡素化の観点があったのではないかと推測される。

例えば、東京家審平 11〔1999〕・8・2 家月52巻3号50頁の事件処理をあげることができる。相続人は被相続人の姉妹3人（内、2名が先に死亡。代襲相続人4人）、遺産は預金債権7541万円余と貸付金3167万円、Zが自分は上記相続人の1人の子（代襲相続人）であると主張し、遺産分割協議に介入し、一部相続人を除外して合意がなされたため、分割協議の無効が主張され、調停手続が開始された。調停の最終段階で、調停委員会は、争点の多さ、最終解決に達するまでのコスト予測などを勘案して、当事者全員が列席する場で取下勧告の理由を説明したところ、誰も反論や、証拠提出の機会を求める等の不服の意向を示さなかった。家裁は審判移行後、しばらくの期間を置き、当事者からの資料提出などもないことから、判旨は、「現存する遺産は金銭債権だけであり、審判対象となる分割をしなければならない遺産は存しない」として、遺産分割申立てを却下した。

しかし、合意を要件とする立場の欠陥が露呈する事例もある。前述⑧である。相続人Aの主張によれば、金融機関から払戻を受けるためには、遺

産分割をすべきとの金融機関代理人の意見により、預貯金を遺産分割の対象とすることに合意したが、相続人Cらは代理人弁護士の交替を機に合意を破ったとする。その結果、最初の遺産分割申立事件の家裁でAの寄与分3割、相続人Bの寄与分2割との認定を受けたにもかかわらず、高裁段階で合意が撤回され、預貯金が遺産分割の対象外とされた結果、寄与分を考慮した公平な遺産の分配ができなくなった。これでは、共同相続人間の実質的公平のために遺産分割を非訟化した制度趣旨がいかされない。合意の要件化が定着し始めた頃に、岩谷裁判官は、「合意に基づき当然に分割対象となるのではなく、……審判裁判所が遺産分割の目的に沿ってこれらの財産を分割対象とすることの当否を、自主的に審理する必要がある」と指摘していた²⁴⁾。学説は、家裁実務批判を強めていく²⁵⁾。

4 家裁実務の命題への批判

(1) 相続人間の実質的公平の実現

多くの学説が、可分債権の遺産分割対象性を否定することは、特別受益や寄与分を考慮しない結果、相続人間の実質的公平に反することを指摘する。例えば、塩月最高裁調査官は、「可分債権だけが先に法定相続分どおりに分割されてしまい、残りの相続財産についてだけ分割協議を行うというのは、実情に合わないことが指摘されている。……金銭が当然分割されているとすると、多額の生前贈与があった場合に、生前贈与を受けていない相続人は、民法903条により特別受益者から持戻しを得た場合でも、持戻し分に相当する部分の遺産たる金銭の分割を受けることができなくなってしまい、実際面で大きな不利益を被ることが考えられる。寄与分による相続人間の実質的平等化も、金銭を始め、金銭債権をも遺産分割の対象に含めることによって図られるとあってよいであろう」とする²⁶⁾。

合意を要件とする法理は、特別受益と寄与分による相続人間の平等化、実質的公平化を一部相続人の恣意によって排除することを認める結果とな

るため、厳しく批判される。例えば、栗原裁判官は、「全員の合意が要件とされていることの弊害について」、「一人でも反対するときは、その理由の有無を問わず、審判の対象とすることはできず、一部の相続人の恣意で審判の対象が左右される。その結果、紛争の一括的解決ができないばかりか、公平かつ合理的な分配の支障になりかねない。この説の事件処理上の最大の弱点である」とする²⁷⁾。岡部教授は、「可分債権を遺産分割の対象とすることに対する異議（あるいはこれに同意しないという地位）を保護する必要があるのか、疑問である。……当事者の合意によらしめることは、現実的な解決策として有効であることは認めるが、合理的な基準とはいえない」とする²⁸⁾。

(2) 遺産分割の基準への配慮と調整機能

遺産分割は現物分割、換価分割、代償分割という3つの方法があるが、換価分割を除くと、現金あるいは預金によって、法定相続分や具体的相続分の差額を調整したり、民法906条に従った配分の調整していること、不動産は長男に、預金債権は長女に与えるなどの現物分割も可能であることなど、分割対象性を肯定する学説のほとんどが言及する²⁹⁾。また遺産が数口の金銭債権だけから構成される場合でも、額や利率、担保の有無、債務者の有する反対債権の有無など、必ずしも一様ではないことから、どの金銭債権をどの相続人に帰属させるかについて、遺産分割の対象とすることの妥当性が指摘されている³⁰⁾。

(3) 条文及び他の判例との整合性

梅が記述していたように、民法912条は可分債権が遺産分割の対象となることを前提にした規定である。また最判昭29・4・8の可分債権当然分割説は、遺産分割の対象性に言及していない。それにもかかわらず、分割対象性を否定することは、民法912条を無視するに等しい。法解釈として、現行規定との整合性、調和をとる必要が指摘される³¹⁾。

また判例は、相続開始後、相続人の1人が現金を通知預金として管理していた事案で、相続人は、遺産分割までの間は、保管する相続人に対して自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできないとする(最判平4〔1992〕・4・10 家月44巻8号16頁)。この判例との整合性が指摘される。被相続人が死亡時に金銭を預金として保有していたか現金で保有していたかは偶然の事情にすぎず、偶然の事情によって遺産分割の対象となるかどうか決まるということは不合理であること³²⁾、不可分性がなく、金銭債権よりも可分性が一層高い金銭について、動産だからという形式的な理由により遺産分割の対象とすることは、経済的価値把握の視点からは整合性に欠けること、金銭債権以上に流動性の大きい金銭が当然分割帰属しないのに、それより流動性の小さい金銭債権は当然分割帰属するというのは権衡を失っており、金銭が当然分割帰属しないというのであれば、金銭債権はまして当然分割帰属しないという方が自然であることなど³³⁾である。

(4) 預金債権の特性

判例が可分債権当然分割説を採った理由について、塩月調査官は、「遺産に属する債権は、遺産分割までその権利関係が確定しないと、債務者に対する関係で問題が生じる。すなわち、遺産に属する債権に関しても、その請求、弁済の結果、特に一人の相続人に生じた事由が他の相続人にいかなる影響を及ぼすのかについて、相続法に特段の規定がなく、理論面では民法427条以下の多数当事者の債権の節に所定の効果を適用せざるを得ず、このような解決を導くことが、第三者の関係でみると、複雑な法律効果とならずに済むので、判例は、遺産に属する金銭債権は相続開始と同時に当然分割されるとしてきたのではないかと思われる」とする³⁴⁾。

しかし、預金債権の場合には、こうした理由はあてはまらない。すなわち、a 債権の存否や額は預金通帳や預金証書によって明らかになること、b 現在の銀行実務は、遺産分割前に共同相続人の1人が単独で自己の法定相続分相当額の払戻しを請求しても、相続人全員の同意がない限り、原則

的に応じない対応をしており、一部相続人の抜け駆けを防止する可能性があること³⁵⁾、したがって、他の金銭債権のような、第三者の関係で複雑な法律効果とならずにすむ。そこで預金債権については、遺産分割対象性を肯定する学説が多い。

例えば、高木教授は、債務者の資力によって財産的価値が変動するような債権は、民法912条で担保責任があるとはいうものの、債権の分割を受けた者が不利益を被ることについては変わりがないのだから、その危険を共同相続人が平等に負担すべきであり、遺産分割の対象財産とならず、相続分に応じて分割債権ないし不可分をそれぞれが取得するとする考え方が正当であると思うが、預金については、こうした心配はないのだから、906条の総合的分配という面から見ると、遺産分割対象財産とするのが望ましいとする³⁶⁾。米倉教授は、最判昭29・4・8の事案のような損害賠償請求権の場合、往々にして債務者の資力は保証の限りでないので、共同相続人に早く支払を受けさせた方がよく、当然分割帰属説を決め手として事件を処理すべきだといってよいが、銀行預金債権の場合、債務者たる銀行の倒産の危険はまだ小さく、遺産分割に時間をかけて適材適所に財産を帰属させることにし、銀行預金債権の債権者と決まった者だけに請求させてもよく、資力にも余裕があるにもかかわらず、遺産分割の手法を省略してまで、早急に個別請求を認める必要があるのか疑わしいとする³⁷⁾。

5 分割対象性肯定の法理

以上の理由を踏まえて、分割対象性を肯定する法理を検討する。

(1) 可分債権当然分割を認めつつ、遺産分割の対象とする説

可分債権は、法定相続分に応じて分割承継されていても、現に弁済を受けるまでは、遺産中にとどまり、遺産分割によって自由に定め、その結果、各相続人に分属すると解する説である³⁸⁾。明言はしていないが、梅

が予定していた考え方である。

例えば、鈴木教授は、「遺産分割前の状況について、いかなる説をとるにもせよ、遺産分割後の相続可分債権の帰属については、それが遺産分割によって自由に定められ、かつ、その結果、各相続人に分属することは、疑問の余地がなく、相続可分債務のような問題は、生じえない。そもそも、債務とちがって、一般に債権は、債権者の意思次第で自由にその全部または一部を処分するものである（もちろん、対抗要件の具備は必要だが）から、相続～遺産分割によって多数の債権者にどのような割合で帰属することになったにせよ、その総額さえふえなければ、債務者の利益はとくに害されたとはいえないのである」とする³⁹⁾。

伊藤教授は、「可分の財産であるからといって、当然に分割されて各相続人に移転すると解すべき理由はどこにもない。可分性を維持したまま、共有財産として遺産中にとどまると解する」とし、「弁済もされないうちに、どうして遺産性を失うのであろうか。遺産分割は、相続によって共同相続人に帰属した権利（具体的相続分）を基礎にして具体的な個々の相続財産を各人に確定的に移転する手続である。そこでは各共同相続人に既に帰属していた権利義務の承認・交換・譲渡・放棄などが行われるのである。つまり、相続による権利義務の帰属と移転とを区別して考えるべきであり、権利義務が可分であるがゆえに改めての分割はできないというのは単純すぎる議論である。……債権は、可分であっても、弁済前であれば全体が分割の対象に成るのが当然であり」とする⁴⁰⁾。分割帰属したものがなぜ遺産分割の対象となるのかの理論的根拠として、合意により可分債権が不可分債権に転化する説、分割債権の再分配を家事審判手続に委ねたものとみる説があるが⁴¹⁾、鈴木、伊藤教授の説では、これらの根拠づけは不要になる。

これに対して、相続人の合意を必要とする立場から、例えば、松原裁判官は、「事案の具体的妥当性を考慮する点で魅力的な見解ではあるが、可分債権を分割の対象に含めるか否かの基準が明確とは言い難い点が危惧さ

れる」と批判する⁴²⁾。しかし、民法903条、904条の2を適用して具体的相続分を確定し、906条に列挙された諸事情を考慮して具体的な遺産分割を行うという作業は、可分債権だけではなく、すべての遺産に当てはまることである。例えば、可分債権を法定相続分で分配しても、他の遺産を取得させることで具体的相続分を満たすことができれば、問題はないが、事業を承継した相続人の事業用財産の確保、高齢や障がいのある相続人の住居の確保など現物取得の必要性が高く、他の遺産の配分による調整が難しい場合には、預金を分割の対象にして調整することができなければ、906条の分割の基準を生かすことができない。また多くの学説が指摘するように、遺産の大半が可分債権であるような場合には、これを分割の対象からはずすと、具体的相続分を満たすことができない相続人が生じることになり、903条、904条の2を死文化させることになる。

つまり、対象とする基準は、可分債権を分割の対象にしなければ、906条の総合的な分配が困難になる場合、あるいは具体的相続分を満たすことができない場合ということになり、それで足りるように思われる。いずれにしても機械的な運用ではなく、家庭裁判所が審理をして初めて分割対象性を判断することになることから、現在のような実務の簡素化にはつながらないかもしれないが、前述のように家庭裁判所に求められた機能からすれば、それは引き受けなければならない負担であるように思われる⁴³⁾。

なお(1)の諸学説では、相続人の一部が債権を行使し、例えば、預金の払戻を受けることを制限できるかについては、明言されていない。この点で、後述の準共有説との違いがある。

(2) 可分債権準共有説

(1)の法理について、当然分割帰属を認めつつ遺産分割の対象としうる法的な根拠が曖昧であるとして、可分債権も遺産分割まで他の財産と同様、共有関係にあると捉える説がある。米倉教授は、これを民法264条の準共有と捉え、ただし書の「法令に特別の定めがあるときは、この限りでな

い」を相続法の規定とし、250条に対して899条を、258条に対して906条を挙げる⁴⁴⁾。準共有であるから、遺産分割を経て、各相続人に当該債権が分配される。

準共有にかかる債権そのものの処分（例えば譲渡）については、全員の同意を要し（民法251条の準用）、債権からの収益分配、保存・利用方法の決定については多数決による（同252条の準用）。債権の行使は債権を消滅させることに連なり、一種の法律的变化に当たると捉えて、全員の同意の下においてのみ許され（同251条の準用）、弁済の受領も同様とする一方、共同相続人が準共有にかかる債権について持分を有することから、持分の譲渡の自由、それを前提とした持分の差押えを認める⁴⁵⁾。しかし、譲受人や債権者は持分を根拠に弁済を受けることはできない。前述のように法律的变化に当たるとするからである。なお米倉説は銀行預金債権を中心としてみている。

(3) 契約上の地位の承継説

可分債権の中でも、賃貸借契約や預金契約に基づいて発生する賃料債権や預金債権について、被相続人の契約上の地位が承継されているにもかかわらず（民法899条）、契約上の地位の帰属と無関係に可分債権であるとして分割帰属されることに疑問を呈し、預金契約上の地位は不可分であることを理由に、預金債権を準共有とする説がある。

最判平 21〔2009〕・1・22 民集63巻1号228頁は、「金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負う」とし、預金者が死亡した場合には、共同相続人は預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、「これとは別に、共同度人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき」、預金口座について取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができるとした。その前提として、預金契約は、消費寄託の性質を有するものだが、振込入金の手入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準

委任事務の性質を有するものも多く含まれているとする。

川地教授は、こうした「預金契約上の地位は預金口座として具現化されており、預金契約上の地位が準共有されることから預金口座も準共有となる」とし、「預金口座に入金されている預金債権も共同相続人の準共有となる」とする。準共有となることから、払戻しを受けることは、共有物の変更行為として共同相続人全員の同意が必要であり、定期預金の期限前払戻しのための解約権の行使も同様となる⁴⁶⁾。明記はないが、共有持分の譲渡、相続人債権者による差押えなどは、(2)準共有説と同じになるものと思われる。

(4) 小 括

私見は、可分債権一般については、債務者無資力のリスクを考え、分割帰属とすることは現実的な対応と考える。しかし、預金債権については、そのリスクはなく、学説からの批判で述べた理由により、遺産分割の対象性を肯定する。その法的構成としては、(3)契約上の地位の承継説を支持したい⁴⁷⁾。預金債権を準共有として遺産分割の対象にすることができ、預金口座の準共有に基づき口座の管理を通じて、相続人全員の同意のない払戻を規制することができるからである。金融機関は払戻に際して、各相続人の法定相続分を精査する必要はなく、相続人全員の同意の有無だけを確認すればよいので、実務的な負担の軽減にもつながる⁴⁸⁾。さらに賃料債権についても契約上の地位の帰属と捉え、同様の解決をすることができる⁴⁹⁾。

ところで、①最判平 22 [2010]・10・8 民集64巻 7号1719頁は、定額郵便貯金債権について、法令により一定の据置期間を定め、分割払戻をしない条件で一定の金額を一時に預け入れるという仕組みから、据置期間内は性質上、不可分であることを理由に、遺産分割の対象とし、遺産に属することの確認の利益を肯定した。また②最判平 26 [2014]・2・25 民集68巻 2号173頁は、委託者指図型投資信託の受益権については性質上不可分で

あることから、個人向け国債については法令上、分割制限があることから、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとし、③最判平 26 [2014]・12・12 判時 2251 号 35 頁は、相続開始後に発生した収益分配金及び元本償還金という金銭債権が対象であり、可分債権として扱われる可能性があったところ、預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の 1 人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないとした⁵⁰⁾。

潮見教授は、②について①も視野に入れた上で、権利内容の不可分に依拠した法理、法令による分割制限に依拠した法理によって、当該権利・債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものではないという法理が一層強固に確立するに至ったと分析し、「金銭の給付を目的とする債権を生み出した契約上の地位」を考慮に入れることにより、共同相続された金銭債権の当然分割が否定される場合があるのではないかという視点から、分割単独債権として各相続人に帰属するのか、準共有となるのかも、債権の発生原因である契約により当該債権に与えられた内容・属性に即して判断されるべきであるとする⁵¹⁾。山下教授は、②③について、金銭債権と他の監督機能が結び付けられた法律上の地位や、金銭債権であっても分割に法令上の制約があるものは、当然分割にならないようであると分析し、共同相続された金銭債権について当然分割となるという従来の法理を変更してしまう方が明快であり、特に預金債権については、再考の余地があるのではないかと、実質的にみても、個人向けの国債や投資信託について各相続人の単独権利行使を認めないのに、預金についてのみこれを認めるというのはバランスを欠いているとする⁵²⁾。

こうした最判及び学説の動向を踏まえるとき、共同相続人への分割帰属を否定する法的根拠として、定額郵便貯金契約や委託者指図型投資信託契約の契約上の地位の承継と捉え直すことは可能である。この捉え直しに

よって、預金契約上の地位の承継という川地説の受容も可能になる。また判例によれば、預金の中でも、可分の部分とそうでない部分（収益分配金及び元本償還金）があることになり、その結果、生じる実務の混乱⁵³を防ぐことができる。

おわりに——法改正の方向性

家事事件手続法施行後の運用として、東京家庭裁判所家事第5部は、預金について調停では当事者全員の合意がなければ遺産分割の対象とすることはできないとしつつ、調停に代わる審判の場合には、柔軟妥当な解決が図れないことから、可分債権も含めて解決を図ることも可能であると解されるとするが、その理由の1つとして、異議の申し立てにより審判の効力を失わせることができることを挙げており⁵⁴、当事者の合意重視の姿勢は変わらない。

しかし、現在、法制審議会民法（相続関係）部会は、可分債権を遺産分割の対象とする提案を検討している⁵⁵。①遺産分割前の法律関係は基本的に現行法と同じ状態にあることとしつつ、可分債権も具体的相続分算定の基礎となる財産に含め、かつ、可分債権が遺産分割時にも存在する場合には、遺産分割の対象とする案（甲案）、②可分債権を遺産分割の対象に含め、相続人全員の同意がある場合を除き、可分債権の行使を認めないとする案（乙案）である。その上で、a 甲案・乙案いずれにおいても、預金債権や売買代金債権等のようにその存否及び金額が比較的明確なものと、そうでないものと区別すること、b 甲案をとる場合には、債務者その他の第三者との関係、c 乙案をとる場合には、各相続人による個別的権利行使（被相続人の扶養を受けていた相続人の生活費の確保等）の可否などが課題とされている。

乙案の法的論理は示されていないが、前述のように契約上の地位の承継説をとれば、少なくとも預金債権、賃料債権等は準共有として遺産分割の対

象となり、不法行為や不当利得から生じる債権は対象外となり、aは解決される。準共有となるので、これまでの遺産分割と第三者に関する解釈によってbも解決される。cについては、遺産分割までの仮払いとして扱えば足りる。

法制審議会民法（相続関係）部会は、現在の家裁実務は改められるべきであるとの立場である。家裁実務はこうした立法を待つまでもなく、遺産分割制度の趣旨に沿って、当事者の合意の有無にかかわらず、存否と金額について明確な可分債権を遺産分割の対象としてきた、かつての実務に戻すべきである。一般市民の感覚では、被相続人の預金は相続財産であり、当然、遺産分割の対象になる思っていることが多いと指摘されている⁵⁶⁾。この感覚こそ常識的ではないだろうか。調停に代わる審判で妥当なことは、家事調停や通常の家事審判でも同じである。そして準共有説に立たなくても、対象財産保全の視点から、家事事件手続法200条2項を用いて、相続人の一部による払戻請求に応じないように各金融機関に通知する運用もできるように思われる。家庭裁判所は、最判昭29・4・8法理の自縄自縛から解放される必要がある。

- 1) 小田正二ほか「東京家庭裁判所家事第5部における遺産分割事件の運用」判例タイムズ1418号(2016)11頁。
- 2) 片岡武・菅野眞一編『新版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』（日本加除出版、2013）139頁〔片岡武〕、問題性と同意を得るための裁判官の試みを指摘するものとして、森野俊彦「遺産分割事件における不合理とその是正」判例タイムズ1246号(2007)74頁。
- 3) 窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」論究ジュリスト10号(2014)125頁。
- 4) 法務省のHPから、審議会→法制審議会民法（相続関係）部会→第5回(2015年9月8日)及び第9回(2016年1月19日)→資料5及び資料9、参考資料でアクセス可能である。
- 5) 本最判は、a 保険金受取人Aの遺産相続人として、Bと共に保険金請求権を共同相続したCが、単独で、保険会社Dに対して、保険金の支払いを求めた事案で、遺産相続人が数人ある場合において相続財産中に金銭債権が存するときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人が平等の割合に応じて権利を有するとした大判大9〔1920〕・12・12民録26巻3062頁、b 貸金債権を共同相続した事案で同旨の判示をした大判昭14〔1939〕・

預金債権の遺産分割対象性と払戻の制限（二宮）

- 3・24 法律新聞4409号16頁を、最高裁として確認したものである。
- 6) 阿部徹「預金取引と相続」現代契約法大系5（有斐閣，1984）185頁，清水節「遺産分割の対象財産性1可分債権」岡垣・野田編『講座・実務家事審判法3』（日本評論社，1989）107，113頁，日野忠和「金銭債権」判例タイムズ688号（1989）72頁，塩月秀平「金銭の相続と遺産分割」家裁月報44巻10号（1992）7頁，米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続」タートンヌマン6号（2002）15頁，川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」法政論集254号（2014）910頁等。
 - 7) 谷口知平「判批」民商法雑誌31巻3号（1955）306頁，右近健男「判批」私法判例リマックス7号（1993）73頁，有地亨「遺産分割と債権，債務」家裁月報45巻9号（1993）16頁，鈴木祿弥「相続法講義〔改訂版〕」（創文社，1996）200頁，二宮周平「債権・債務の相続」法律時報75巻12号（2003）71頁等。
 - 8) 松尾知子「判批」民商法雑誌132巻1号（2005）68頁，赤松秀岳「判批」法律時報77巻4号（2005）97頁等。
 - 9) この点を明示するものとして，伊藤栄寿「共同相続人における預金債権の取扱い」法政論集250号（2013）158頁，潮見佳男「判批」金融法務事情2001号（2014）10頁等。
 - 10) 我妻栄＝唄孝一『判例コンメンタール 相続法』（日本評論社，1966）119頁，谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法(27)補訂版』（有斐閣，2013）316頁〔潮見佳男〕でも引用，確認されている。
 - 11) 二宮周平「近代家族の確立とその揺らぎ」比較家族史研究23号（2008）32～35頁。
 - 12) 堀内節『家事審判制度の研究』（中央大学出版部，1970）470～471頁。
 - 13) 加藤一郎「相続法の改正(上)」ジュリスト721号（1980）76頁。もともと審判分割は法律を基準として分割するのだから，906条の基準による分割をすべきであると説かれていた（徳本鎮「審判による遺産分割～分割基準を中心として」家族法大系Ⅶ（有斐閣，1960）27頁，高木多喜男『口述相続法』（成文堂，1987）355頁など）。
 - 14) 梅謙次郎『民法要義 卷之五 相続編』（有斐閣書房，1900〔復刻版 有斐閣，1984〕）113～114頁。なお1930年代までの学説の整理として，金子敬明「相続財産の重層性をめぐって(1)」法学協会雑誌118巻11号（2001）8～18頁参照。
 - 15) 梅・前注(14)133頁。
 - 16) 梅・前注(14)146～147頁。
 - 17) 中川善之助編『註釈相続法(上)』（有斐閣，1954）185，187頁〔有泉亨〕。その他，甲斐道太郎「共同相続財産」谷口・加藤編『民法演習Ⅴ』（有斐閣，1959）173頁，柚木馨「共同相続財産の法的性質」家族法大系Ⅵ（有斐閣，1960）170頁等。なお学説の整理として，金子・前注(14)21～22頁。
 - 18) 谷口・前注(7)305頁。
 - 19) 有地・前注(7)7頁。
 - 20) 林良平・大森政輔編『注解判例民法 親族・相続法』（青林書院，1992）651頁〔栗原平八郎〕。
 - 21) 判例タイムズ939号（1997）226頁。
 - 22) 谷口・久貴編・前注(10)356頁〔伊藤昌司〕。

- 23) この点を示唆するものとして、石丸将利「判批」法書時報65巻5号(2013)117頁。
- 24) 岩谷憲一「当事者の合意と遺産分割審判」判例タイムズ688号(1989)208頁。
- 25) 可分債権の遺産分割対象性に関する学説を整理したのとして、石丸・前注(23)86～95頁がある。
- 26) 塩月・前注(6)15～16頁。その他、日野・前注(6)72頁、高木・前注(13)183頁、右近・前注(7)73頁、副田隆重「判批」判例評論466号(1997)209頁、窪田・前注(3)124頁等。
- 27) 林・大森編・前注(20)653頁〔栗原〕。その他、松川正毅「相続分の現代的課題」判例タイムズ1100号(2002)325頁、副田・前注(26)209頁、松尾・前注(8)70頁等。
- 28) 岡部喜代子「可分債権は遺産分割手続き上いかに取り扱われるべきか」浅野裕司先生古稀祝賀論文集『市民法と企業法の現愛と展望』(八千代出版, 2005)43～44頁。
- 29) 高木・前注(13)183～184頁、清水節「遺産分割の対象財産性1可分債権」岡垣・野田編『講座・実務家事審判法3』(日本評論社, 1989)112頁、内田貴『民法Ⅳ〔補訂版〕』(東大出版会, 2004)403頁、右近・前注(7)73頁、副田・前注(26)208頁等。
- 30) 米倉・前注(6)16頁、和田忠義「可分債権の遺産分割対象性」鈴木経夫判事退官記念論文集『新しい家庭裁判所をめざして』(ルック, 2000)308頁。
- 31) 米倉・前注(6)27頁。なお相続人全員が遺産分割の対象にすることに同意した場合に本条が適用されるとするのは(谷口・久貴編・前注(10)457頁〔宮井忠夫・佐藤義彦・渡邊泰彦〕、家裁実務との整合性を図るための記述である。
- 32) 川地・前注(6)930頁。
- 33) 米倉・前注(6)13頁。
- 34) 塩月・前注(6)7頁。
- 35) ただし、他の相続人の異議がないことを確認できる場合、葬儀費用や被相続人の入院費用等、相続人への便宜的な支払の必要性がある場合には、払戻請求者の法定相続分を限度に応じることもある(浅田隆「預金債権の可分性の見直しに関する銀行実務の観点からの検討」第5回法制審議会民法(相続関係)部会参考資料1頁及び同「相続預金に関する改正提案」金融法務事情2030号(2015)10頁)。安西二郎「相続預貯金払戻請求訴訟の論点」判例タイムズ1355号(2011)54～55頁でも、相続預金の帰属者及び帰属する範囲が問題なく確認できる場合には、法定相続分に従った一部払戻しに応じる銀行実務が紹介されている。
- 36) 高木・前注(13)374～375頁。その他、前田陽一・本山敦・浦野由紀子『民法Ⅵ〔第3版〕』(有斐閣, 2105)309頁〔前田陽一〕等。
- 37) 米倉・前注(6)11頁。
- 38) 中田教授は、「遺産分割との関係では、可分債権も対象とする方が遺産分割の趣旨(民法906条)に合致し、遺産分割の円滑と共同相続人間の公平に資するというのは共通の理解であり、当然分割帰属説であってもそのような帰結が志向されている」とする(中田裕康「投資信託の共同相続」民事判例Ⅵ(2013)12頁)。こうした志向を示すのは、本文紹介の説の他に、伊藤進「預金債権・抵当権付債務と遺産分割」別冊判例タイムズ8号(1980)325頁、阿部・前注(6)185頁、山田誠一「判批」法学協会雑誌104巻6号(1989)

981頁、有地・前注(7)14頁等。なお岡部教授は、遺産分割の一部分割がなされた場合に、その後の遺産分割にあたり、一部分割されたことを斟酌できるのは、原則は全相続財産が具体的相続分にしたがって分割されるべきであると民法が考えているからであり、一部分割は、合意による場合に限る必要はなく、性質上逸出したか、遺言によって逸出したか、審判によって逸出したかは本質的な差ではなく、可分債権の分割取得も一種の一部分割、性質上的一部分割と捉えることができ、可分債権は法定相続分によって当然分割されるが、後の遺産の分割時にこれを斟酌して行うことができるとする（岡部喜代子「可分債権は遺産分割手続き上いかに取り扱われるべきか」私法67号（2005）121～122頁、なお岡部・前注(28)39～42頁）。一部分割という考え方を間に挟むが、当然分割承継＝遺産分割対象性否定とは捉えない点では、上記学説と共通する。

- 39) 鈴木・前注(7)244頁。
- 40) 伊藤昌司『相続法』（有斐閣、2002）254、353頁。
- 41) 安西・前注(35)58頁による。この点に関する学説の検討として、石丸・前注(23)114～117頁、転化説に対するコメントとして、浅田・前注(35)3頁の注1及び金融法務事情13頁参照。
- 42) 松原正明「可分債権と現金」判例タイムズ1100号（2002）333頁。
- 43) 和田裁判官は、具体的相続分が法定相続分と大きく異なってくるという場合も少なくないにもかかわらず、これらを一切考慮に入れず、「可分債権は相続開始と同時に当然分割により法定相続分の割合で分割は終了しているから、共同相続人の全員の合意がなければ、遺産分割の対象とすることができず、遺産が可分債権のみである場合にその分割審判申立は却下する外ないとするのは、財産権や裁判を受ける権利の保障に欠けるうらみがあるといわざるをえないのではなからうか」と批判する（和田・前注(30)207頁）。
- 44) 米倉・前注(6)41頁以下。窪田・前注(3)125頁、浅田・前注(35)金融法務事情12頁もこれを支持する。川地・前注(6)930頁も相続財産に含まれる債権は準共有となる解釈論を述べる。なお品川孝次「遺産『共有』の法律関係」判例タイムズ121号（1961）1026頁以下が主張した共有説とは異なる。小沢征行「預金者死亡後の普通預金に関して」金融法務事情2030号（2015）5頁は、銀行実務としては、預金債権について準共有とし、相続人全員の同意を得て分割するとの原則的主張を引き続き維持してよいと考えるとする。
- 45) 米倉・前注(6)46～47頁。
- 46) 川地・前注(6)932～933頁。
- 47) 松久和彦「判批」月報司法書士517号（2015）42頁等。
- 48) 川地・前注(6)934頁。
- 49) 最判平17・9・8民集59巻7号1932頁に対する批評の中で、展開された説として、山本敦「判批」判タ1211号（2006）40～41頁、田中淳子「判批」法律時報78巻6号（2006）108頁、高田淳「賃料債権の共同相続」法学新報113巻7＝8号（2007）77～80頁等。前記最判は、相続開始から遺産分割までに生じた賃料債権について、銀行に口座を設けて管理し、かつ、争いのない範囲で各相続人に分配した後の残金について、判決に従い、遺産分割の対象にしない合意があった事案である。相続開始後に生じた賃料債権についても法定相続分による分割帰属という論理は、本事案に限って正当化できるものであり、最判昭

29・4・8 同様, 過度に一般化すべきものではない。

- 50) 本判決について, 口座に入金された預り金債権は, 投資信託受益権全体の代償財産であると解する立場から, 代償財産が遺産分割の対象となることを肯定した判決としての意義も有するとの分析がある(水野貴浩「判批」民事判例XI(2015)111頁)。
- 51) 潮見・前注(9)9~10頁, 潮見佳男「判批」金融法務事情2025号(2015)57頁。
- 52) 山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」金融法務事情2009号(2015)54~55頁。
- 53) 浅田・前注(35)1頁(銀行実務上の「問題点」)より。
- 54) 小田ほか・前注(1)16~18頁。
- 55) 第5回及び第9回法制審議会民法(相続関係)部会資料5及び資料9(前注(4)より)。
- 56) 森野・前注(2)74頁, 関西家事事件研究会(2015年7月11日)における複数の家庭裁判所裁判官の発言。なお東京家庭裁判所家事第5部「遺産分割調停の進め方」資料2-2のQ & Aでは「意外でしょうが(下線は引用者), 預貯金は相続人全員が合意しなければ, 遺産分割調停・審判で扱うことができません」と記述されている(小田ほか・前注(1)28頁)。